

議案第 86 号

群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合規約(平成 2 年群馬県指令地第 18 号)の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約(平成 2 年群馬県指令地第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同表の 4 の項を削り、同表の 5 の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同項を同表の 4 の項とし、同表中 6 の項を 5 の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の一部改正)
- 2 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約(令和 5 年群馬県指令市第 30033-6 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「改正後の別表第 2 の 5 の項」を「群馬県市町村総合事務組合規約別表第 2 の 4 の項」に、「同表の 5 の項左欄」を「同表の 4 の項左欄」に改める。

議 案 説 明

議案第 86 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び同組合における災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を令和 8 年 3 月 31 日をもって取りやめることに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。